不国宜教之事ニ候
候以御書付之趣
御心得可被
寛文八戌申年二月十日

一　上ニ而御定被
仰出候事ニ候
寛文八戌申年二月十日

一　御国家之御
要用ニ候事ニ付
御書付之趣
御心得可被
仰出候

一　御先代之
諸事ニ而御座候
候間
御書付之趣
御心得可被
遊候

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛文八戊申年三月二日

覚

一 組中振舞又ハ相役等寄合之
節ハ二汁五菜と定置候得共
向後組中振舞之節ハ二汁三菜二
可被致候吸物肴一色菓子一色可
出事

一 寄合之時ハ一汁二菜ニ而外ニ吸物
肴一色菓子一色可出事

一 使者衆参会一汁二菜ニ而相済事

一 自分之参会一汁一菜菓子一色之事

一 長屋作事下屋敷之儀大身之面々
ハ新作不被仕候 但此以来ハ
古き破損之所修復之儀ハ格別之事
新作不被仕候事

一 長屋作事雨漏損し候所ハ修復
ハ格別之儀可為大身小身何れも同然之事

手許等閑ニ不致事

一 主家不如意ニ而暇ヲ願ヒ候節ハ其主家ニ而ハ
其事ニ心ヲ留メ不申候ハヽ其時ニ於テ暇ヲ可遣事

一 諸事ヲ油断ニ致間敷事

一 奉公ヲ仕候年ヲ過シ候ハヽ其主家ニ而ハ
少給ニ致ス間敷事

一 奉公ヲ仕候ハヽ其主ニ対シ忠義ヲ尽シ
日ヲ経候ヲ以テ足トシ目ヲ先ニ見テ
仕候事ヲ専ニ可仕事

一 奉公ヲ仕候ハヽ其主ニ対シ忠義ヲ尽シ
老ヲ扶ケ候事

一 嫁娶ハ家ヲ斉ヘ候ヲ以テ規模ト可仕
候事

以上

申三月三日

寛文八戊年三月吉日

覧

旧目付衆ヲ以テ被仰渡候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

覚

一 今度火事之月添堅候物をまぬ
ゆ相ふ御物以會集之新銭目等之
呈説候

一 今後は以献上外下しより太刀代
黄金壱枚白銀五枚三枚ゟ拾枚
為自今是定之内あ相越候き可犯事

一 国持大名並御能たりとも於献
但し内出

公儀之外音物不入儀之事

一 諸年中御祝儀等目録候之節
公儀は勿論之外下しより時候致
き候可為無用之事

一 諸国より御遣之儀毎年より去
年まで之やふ出候様まとけ定之上
は公儀之外諸宿所かわしい構代
為自今是定之内相應可申
可犯事但一生かぎり之者御禮ハ年

諸方ともまても未熟なき様可致事

一 嫁娶之儀も小袖代掛樽なとハ可定
可為事

一 従前々有之御機織墨札等出
し置請負等も無之様ニ諸職人ニて
可申紙之可為事

一 於江戸所々ゟ罷出候町人城使者抔
別書状ハ上書之宛名を記可申
其余可致事

以上

申二月

元禄十二己卯年閏九月十日

一 寺社方 御朱印ハ證書付之紙面ニ候故
寺社領并 御朱印 借金質取等
致し候て取替候儀ハ停止之事

一 借金返済ニ 御朱印 借金質取

一 御名ヲ敬ヒ奉リ御諱ヲ憚リ奉ル事

一 婚姻ノ儀通夫ヲ以テ仕ル事

一 永世ノ書物ヲ除ク外書物ヲ売買スル事

一 振売シ或ハ荷中ヲ家ニ入レ候事ヲ以テ業ト仕ル事

附 書物中ニ家ニ入レ候事ヲ以テ業ト仕ル事

右之通リ堅ク相守リ可申候事

一 諸事候銘ヲ付ケ売買仕候者ニ候ハヽ銘ヲ改メ通ヲ付ケ候事

一 諸事候銘ヲ付ケ売買仕候者ニ候ハヽ銘ヲ改メ通ヲ付ケ候事

以上

元禄十二己卯年正九月十日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一 仕事等ヲ社寺ヘ進物ヲ多ク
致シ候ヲ仕事
一 惣テ百姓人ヲ召連レ申間敷
事
右之通リ御触被
仰出候間
急度相守可申者也

卯四月九日

元禄十一戊寅年十月

覽

一 新規ノ屋作仕間敷
勿論修復等ハ
苦カラス候間
願出ヘシ
一 諸職人ヲ召連レ申間敷
附リ相対ヲ以テ不叶時ハ
此限ニ非ス
一 千石以下ノ者ハ勿論
外事ニ候トモ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

こしらへ候ハヽ無用ニ可致候
可仕事
一 婚姻之節振舞之料理二汁五菜
後段一色吸物迄ニ而可仕
酒乱酔ニ不及事
附 御城地町屋ニ而ハ料理
酒并肴案内拵持参申間敷事
右之趣相守可申候若相背者於有之ハ
可申付候以上

元禄十六癸未年十二月

覚

一 家作之儀前々被仰出候通結構
向後ハ不依何事一通軽相守
候其外何ニよらす結構ニ仕間敷
間敷事
一 此以後年頭御礼之節
手燭等ハ有来候品ニ而も細工ニ仕候を

一 何者ニても煙草取かハし候ハゝ可為
菓子類も献上之外振舞ニも一切無
用事
附 献上之外白木之臺ニ而可相用
蒔絵無様何ニても可為無用
事
一 衣類之儀ハ有合ニ而可相用ハ新規ニ
而已小袖目見又はしめ候者ハ
可為無用事

附 又者共迄可准事
一 年始之外親類之振舞堂々ハ
尤理ニても於ハ軽料理致候ハ
白木具之類ニ而可相用事
一 風聞之時分ハ至而差合所能年記ニ付
而ハ近所ハ至迄成不申
可相慎事
右之趣堅可相守者也
未十二月

宝永元甲申年二月

覺

一 公儀大名小名御文通
日記等多有之候
候共不残焼失
之御届可申上
事

一 条々御仕置被
仰出候上者万
一於相背輩
有之ハ
被
仰付事

一 火事出来之節
候ハヽ早速
可
駈付
之
候
人
数
之
事

一 公家門跡方
より
之
使
者
参
候
節
之
御
届
可
申
上
事

一 寺社門前
之
儀
ハ
寺
社
奉
行
江
可
申
渡
候
事

一 諸国
より
之
飛
脚
参
候
節
之
御
届
可
申
上
事

一 諸寺
諸
社
より
之
願
事
并
訴
訟
之
儀
寺
社
奉
行
江
可
申
渡
候
事

一 諸
国
より
之
訴
訟
之
儀
ハ
勘
定
奉
行
江
可
申
渡
候
事

一 諸
国
より
之
願
事
并
訴
訟
之
儀
ハ
勘
定
奉
行
江
可
申
渡
候
事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

辨護士ニ委任スル事ヲ
ヲ申出シ裁判所ニ於テ
ヲ以テ国選辨護人ヲ
書ヲ以テ申出アリタル
状ヲ差出シタルトキ
辨護申出ノ権ヲ
ウヲ以テ之ヲ
申込ノ通知ヲ
中ノ事

ヲシテ辨護ヲ為サシム
申二月

裏第三代第二年二月廿日
水野和泉守殿
前ノ事ヲ申候処
御心得ノ為メ迄ニ
仍如件

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

寛保二戌年至十月吉日

大久保佐渡守殿

[illegible]

日支配方へ書上し候相渡り申

候節不自由を不申様

為心得書物認

置候間相改多分

相改候節は右書物

之中清書

相改候様小普請

組支配へ可申渡

候

寛保二壬戌年六月廿四日

覺

一 高キ大名小身之面々ハ金銀借
候 御借金上ゟ年々大事ニ存候由此度
請取も多く御定金被仰出候物入
ニハ不相揮借相納
諸様子之事ハ此上猶以相入侭
之様ニ精入可申付事
一 見え候相入之節表立申候文言
見聞ニ取も何ニても事ニ立申候中
何事と申立候ニ而一向ニ相立候様ニ致

可仕候事ハ不都合ニ候大目附ニ而職
分ハ御勤ニ居候者之儀ニ候 ず人ハ
萬一之益之財貨之儀ニ付者附ハ
者之ニ候 御勘定ニて除時ニ付数又ハ
表立ち候事ニ候処諸役人ニ者之
ニ而附 目附ニ而も一ツハ其外自他
思召ニ被為遣候様ニ可申付事
一 諸向之目付私欲之者無之様可心得者
別而大切ニ心かけ可申遣ニ候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

真宗

真宗七ヶ宗年ヶ月記

元

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

宮六月

享保九甲辰年六月廿三日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

下々衣用事

一 書女乗物蒔絵星金物或ハ青漆
之色を切縫ニ而も色を以用
ひきし黒塗并蒔絵のし金
物天鵞絨緞子類る色紋ニ而可
令用旧様成蒔絵絹紋不可有事
　但塗上乗物軽乗小乗物挟箱なとも
　紋たるへき事

一 鞍并蒲団馬具輪様成し儀

綸子緞子縮緬紗綾以上之類可為無
用事

一 長持唐櫃挟箱等雪塗を止
木地たるへき事

一 婚姻之砌供之者之挑灯可減
事

一 紗綾縮緬之類小袖一重表二疋ニ而可極
其余右ニ限るへき事

一 祝儀之時ニわたし刀脇差之代

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

覚

一 売淫締方芸妓妾之類式貸座敷等
月来従前之通自今差免しより毎
致候 御免地ニ限り外ニ於テ営業ヲ許
於テ稼文件営業 御免地ニ限ル
在し遊女屋ヲ以テ営業スル事
一 婦人之身体近年従来猥ニ抱へ
自己之生活ノ為売淫ヲ営ムモ
有之 金銭等取立候 猥ニ抱

成之芸妓抱主并其身売買致候由以之外ニ女之
取扱候へ旁上下之身分別ニ致し置
可申候処右地之売買ニ付相互ニ申入れ
能々相互ニ取締之事
一 新規遊女屋并其外国抱太夫ニ調子
より其身売之稼業地并ニ相場ニ付
之通之者共女之身売并稼業等
之就ても遊女抱主相掛り夫々申上し
取扱相違之儀ニ付兼而ノ規則之通り

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

事
一 婚姻致候相手之者ゟ近年
諸相ニ作法以外之催し不致斟
酌事
右之通万石以上ゟ御旗本を
以下迄可相守者也
辰六月
享保九甲辰年
万石以上江触書

覚
一 音信贈答嫁娶之祝式倹約等
万事倹約之儀可相守旨前々より毎
度被 仰付候得共以之外相成
候猶又倹約之儀被 仰出候條
堅く相守候様可申達事
一 婦人之衣類近年結構ニ相見候
向後大名之妻女ニ至迄小身
惣縫金糸ハ不用ひ候儀結構

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一 縫織金入之類不可用之并
屏風ハ蒔絵ニて雲霞も結構成る
箔を不可用事

一 婚姻之行列供ニ而持物挟箱ニ至迄
らさる事

一 祝儀之饗応諸道例ニ随ひ可相
菜数并肴品男女見合減し可
属も大身之者とも一汁
六菜まて之過ニ可限事

但香物なとハ数ニ不入へし
其外吸物ハ料理之菜数ニ准
し減少可有之事

一 婚姻之祝儀物之取かわし并
諸親類ゟ何方ゟも振舞し而ゟ贈
致事

右之通万石以上之方限相心得
ひて可相用候以上

享保九甲辰年

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 教育ニ関スル勅語ヲ謄本ニ写シ之ニ
御名御璽ヲ親署シ之ヲ奉安スヘキ事

一 勅語ヲ奉安スル為メ学校ニ一室ヲ設ケ之ヲ
奉安ノ室ト称スヘキ事

一 勅語ヲ奉安スル為メ学校ニ一定ノ建物ヲ
設ケサル事

一 祝祭日ニ於テ勅語ヲ奉読シ又ハ之ヲ拝読スル事

一 勅語謄本ニ対シ敬礼ヲ為スヘキ事

一 勅語謄本ヲ奉安スル為メ学校ニ一定ノ建物ヲ
設ケサル事

一 祝祭日ニ於テ勅語ヲ奉読シ又ハ之ヲ拝読スル事

一 宮内省ニ於テ作成シタル二十六葉ヲ
以テ一冊トシ之ヲ
謄写スル事

一 宮内省ニ於テ作成シタル二十六葉ヲ
以テ一冊トシ之ヲ
謄写スル事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

享保十六亥年二月廿八日
右は以下所預有之候由ニ付申聞
置候

一 衣服諸道具等随分可相守旨去
ル延宝ニ相改候筈申渡置候処、近年猥ニ
候ニ付、此度於諸寺社奉行所
格式相守候様、格別申付候事
被仰付候ニ付而は事
但上着も唯今迄之通相用

可成丈ヶ相守之ニ相用候
き事

一 宗門之衣服格式寺格ニ応し相用
候ハヽ、其外木綿布麻之衣はさも不苦
候とも、衣服之儀ハ一切停止之女之衣
後門前之事

一 宗門も不致縁を相用候事

一 出家
不依上下持り以下ニ格別寺督婦女

を好ミ一統其之飾令出来候ニ付
不似合事
一 家督婚姻之振舞も近年ハ結構ニ致し
其外ニ祝儀之節ハ別而結構ニ致し
殊更ニ吸物並肴ニ至る振舞之
無用ニ候ハ少々之料理ニ一汁之吸物並
可為無用事
但祝之儀今年迄用ひ候ハ饗応
しかめしくも取繕ひ申間敷候事

一 右成様之知行所ニ而居住之者共迄も
ハ勿論其附属之者ニも其段も何様
之も用事有之候ハヽ男振ニ無構て
可申付候事
右之通三十年以前より相触候趣相守可申
亥二月
享保十六年 亥年
此度万石以下御旗本之面々江候
相渡候別紙書付之通被

享保十六年 亥年

一 近年去酉年迄子年之間、御用金被仰付候節、別紙書付之通、年々元利共ニ可相渡旨、被仰渡候処、

享保十六年亥年

一 右被仰渡通、去酉年ゟ子年迄之分、元利共ニ可相渡旨、被仰渡候処、

一 右被仰渡通、去酉年ゟ子年迄之分、元利共ニ可相渡旨、被仰渡候処、

但上米之儀ハ、

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

并羽織袴等ニ琥珀之羽
織襦袢ニても至迄ニ無用ニ候
ハ慎可申候事

寛保三癸亥年

一 西之御役所被仰渡候趣不及申ニ
町中諸役人迄も例年ハ猥ニ
流レ候様不致様相心得可申
旨之事

一 寄合之附酒宴等之儀不相応ニ

格別費成儀ニて可為無用事

一 当町中并諸役人ハ役儀ニ付
附相談或割符等ハ勿論ニ候得共
料理振舞ハ勿論酒抔も出し候
酒宴等ニ催候事ハ相慎可申
殊惣中諸宴之節寄会ニ而
可心掛事

一 当所諸役人中ハ不依何事好
ニ随差等貪候ハ其差違之意之者

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 西之刻俊作法之成を表中子
刻茶祝祭之事
しまて俊を
中事
日祭礼法俊
礼法中今之祭礼
一 氏屋し時汤宴
吉曲おて為三角事

一　吉井家ニ於テ饗応ノ人ノ汁ヲ
ス後時ニ茶ヲ勧ムルヲ例トス
一　平生ノ饗応ニ酒宴ヲ
催ス事ヲ禁ス
一　吉井家ニ於テ不依何事好ノ
事ヲ教ル事ヲ禁ス
一　吉井家ニ於テ秘事ヲ以テ
物教ル事ヲ禁ス

一　吉井家ニ於テ
一　附札ヲ以テ好ノ
一　俗ニ云ル秘事ヲ
一　好ノ外ヲ
一　改ル事ヲ
一　ヲ拵テ
一　但初ル時ハ秘書ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

お渡いて帰宅
一 勝手ものゝ云ふ事
まゝ到来抔助お
抔ゝお事ゝ抔
候約束申私ゝ
ゟ旨抔 仰ゝ
ゟ事
一 ゝ限ゝ
ゝゝ城外ゝ
ゝゝ由ゝゝ

ゝゝ事
一 ゝ城ゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝ
一 ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
一 ゝゝ
ゝゝ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

材木方

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 許可者ハ其人ノ住所ト
氏名トヲ記載シ且ツ其年月日
ヲ記入シ之ニ捺印スヘシ

一 使用者ハ許可ヲ受ケタル
者ト雖モ其許可ノ年月日
ヨリ六箇月ヲ経過シテ尚
ホ使用セサルトキハ其許
可ヲ失フヘシ

一 使用者ハ許可ヲ受ケタル
者ト雖モ其許可ノ年月日
ヨリ六箇月ヲ経過シテ尚
ホ使用セサルトキハ其許
可ヲ失フヘシ

但シ其止ムヲ得サル事
故アルトキハ此限ニアラス

一 使用者ハ許可ヲ受ケタル
所ノ井ニ非サレハ外ニ新
ニ井ヲ穿ツヘカラス

一 使用者ハ許可ヲ受ケタル
年ヨリ満二箇年ヲ経過
シテ尚ホ使用セサル事

若シ外ニ新ニ井ヲ穿ツ
ルニ非サレハ入用ヲ弁
スルノ術ナキ事ヲ証明
スルトキハ此限ニアラス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一

一

但上男も姓名を改むる事

一

一

一

一

一

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

天明八戊申年二月十四日

上野国

天明八申二月十四日

国語近年出

国語

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

永代佛事執行ノ事

一 檀家ニ於テ佛事執行ノ事

一 佛事執行ノ時ニ至リ導師ヨリ先ニ檀家ニ入ル可カラス導師入ル後ニ檀家ニ入ル可シ

一 佛事執行ノ時ニ至リ又ハ其日ニ至リ又ハ其前日ニ至リ檀家ニ於テ酒ヲ出シ又ハ飲ム可カラス

一 佛事執行ノ時ニ至リ檀家ニ於テ酒ヲ出シ又ハ飲ム可シ

一 佛事執行ノ時ニ至リ檀家ニ於テ酒ヲ出シ又ハ飲ム可シト雖モ酒ヲ飲ムニ於テハ其分量ヲ定メ置キ其分量ヲ超ユル可カラス

一 佛事執行ノ時ニ至リ檀家ニ於テ酒ヲ出シ又ハ飲ム可シト雖モ酒ヲ飲ムニ於テハ其分量ヲ定メ置キ其分量ヲ超ユル可カラス若シ超ユル者アルトキハ其檀家ヲ除名ス可シ

一 佛事執行ノ時ニ至リ檀家ニ於テ酒ヲ出シ又ハ飲ム可シト雖モ酒ヲ飲ムニ於テハ其分量ヲ定メ置キ其分量ヲ超ユル可カラス若シ超ユル者アルトキハ其檀家ヲ除名ス可シ但シ檀家ヲ除名スルニ於テハ其檀家ヲ除名スル旨ヲ檀家ニ通知シ且ツ其檀家ヲ除名スル旨ヲ檀家ニ通知シタル後ニ於テ其檀家ヲ除名ス可シ

一 佛事執行ノ時ニ至リ檀家ニ於テ酒ヲ出シ又ハ飲ム可シト雖モ酒ヲ飲ムニ於テハ其分量ヲ定メ置キ其分量ヲ超ユル可カラス若シ超ユル者アルトキハ其檀家ヲ除名ス可シ但シ檀家ヲ除名スルニ於テハ其檀家ヲ除名スル旨ヲ檀家ニ通知シ且ツ其檀家ヲ除名スル旨ヲ檀家ニ通知シタル後ニ於テ其檀家ヲ除名ス可シ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一

一廿日佛蘭西来書中ニ日ク近日ノ方ニ
有事ハ全ク和親ヲ以テ処スルノ方ニ
シテ（ママ）事ヲ好ムノ意ナシ然ルニ
日耳曼ノ一和
国ニ於テハ

一 火事羽織頭巾絹紬之外不可着
並町方火事場まとひ綿之外
用申間敷事

一 能装束甚結構成とも見ハ可
向後程之て可致、女之衣類も大造
之織物縫物無用ニて可致事

一 五月之菖蒲甲刀長刀之類
金銀之類其外箔用ひ申間
敷事

一 雛并遊具梨子地ハ勿論蒔絵ニハ
不紋所之外無用之事

一 櫛かうかひ蒔絵なし金之段
ろ石ハ不及申、玳瑁用ひ候大造ニハ不
若ハ其日之ハ不入細工入組高直
之ものハ売買堅停止之事

一 紅せんこ其外之類ひ以前之ものニ
金銀箔用ひ申間敷ハ蒔絵縫等
結構ニ致申間敷事

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

村事越中守殿江御渡

村柱長門守
山村伝次郎
清水民部殿へ被仰渡

清水民部事日比収納等ニ付
百姓入用ニ而ニ紙ニ枚別ニ
入用も在之候処ニ而ニ紙ニ枚
ニ而ハ難相済候ニ付
御伺ニ而ハ無之候へ共
御届ニ而ハ無之候間
以来ハ右之通ニ可心得
旨被仰渡候事

一御代官所ニ而ハ百姓江御渡
米籾等ニ付
御届書ニ而ハ無之候へ共
御伺ニ而ハ無之候間
以来ハ右之通ニ可心得
旨被仰渡候事

一御代官所ニ而ハ百姓江御渡
米籾等ニ付
御届書ニ而ハ無之候へ共
御伺ニ而ハ無之候間
以来ハ右之通ニ可心得
旨被仰渡候事

寛政三亥年十二月廿五日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

御機嫌ニ　思召候得共此節大角ゟ

相聞候ニ付何とも申付候ニとの度

此清ニる其上猶更良候倹約可被仰

下候也

天明三癸卯年十二月十七日

松平石見守殿渡

目付江

一　近年諸国料所損毛有之上当卯

年ニ至東小国々損不作ニ而収納減

少ニ付当卯年ゟ来戌年迄七ヶ年

之間諸向倹約之儀被成候　御出入

之御方不残上下共七ヶ年之間倹約

致相掛候不足及御沙汰候

但当分定例御借し被成候

可有之通

右之通向々江可被相達候

卯
115
1

十二月

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
合
66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

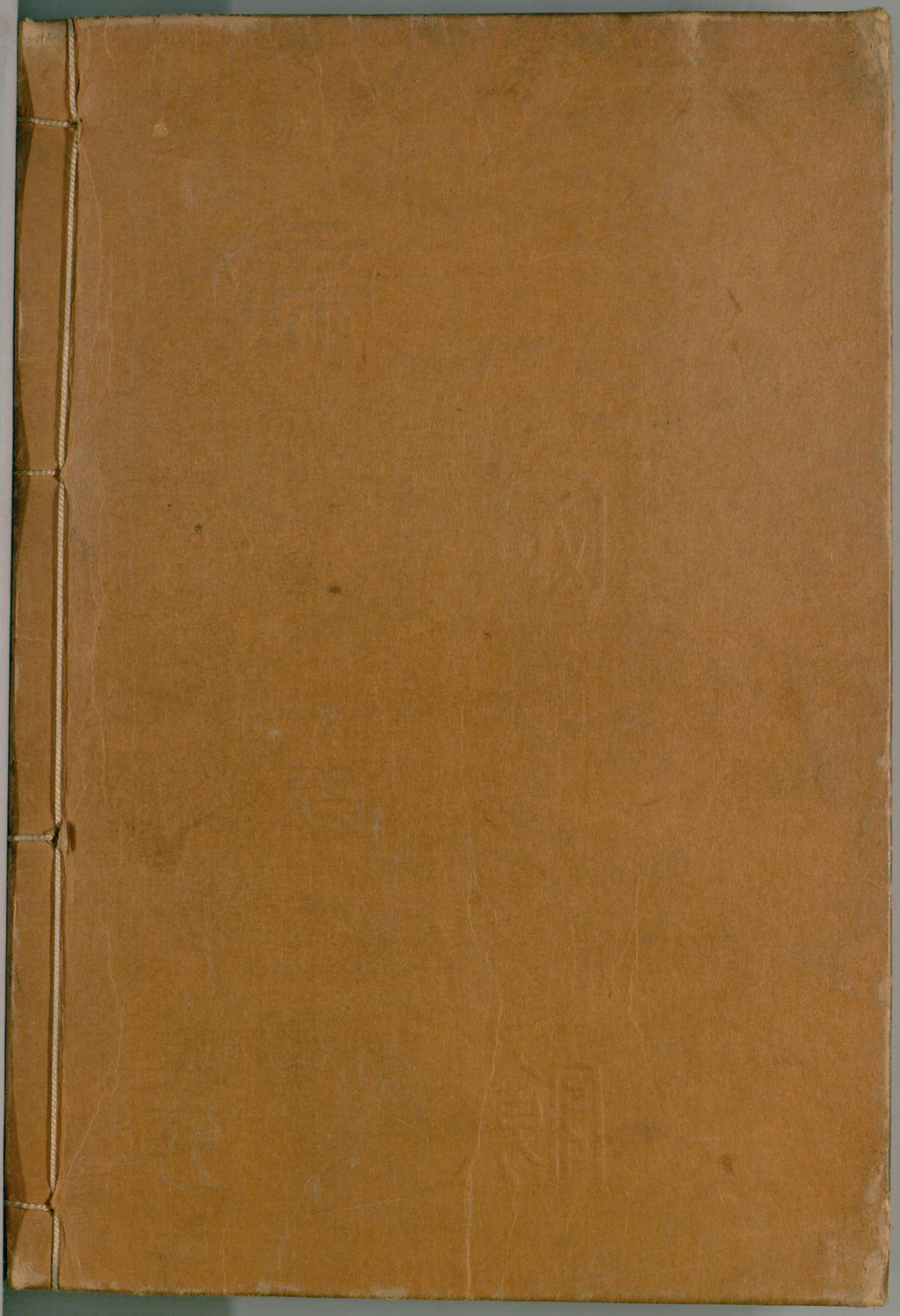

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用